第十五条の八を次のように改める。

（法第四百二十二条の三の総務省令で定める事項）

第十五条の八　法第四百二十二条の三に規定する総務省令で定める事項は、所有者の氏名又は名称並びに土地にあつてはその所在、地番、地目及び地積とし、家屋にあつてはその所在、家屋番号、種類、構造及び床面積とする。

第十五条の九から第十五条の十四までを削る。

第十五条の十五（見出しを含む。）中「第四百六十三条の十五第一項第一号ホ」を「第四百四十八条第一項第一号ホ」に改め、同条を第十五条の九とする。

第十六条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第四百六十二条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に改め、同条の表中「種別割」を削り、「第三十三号の四の二様式」を「第三十三号の四様式」に改める。

第二十四条の六の二中「第五十条の十一」を「第五十条の十二」に改める。

第二十四条の三十の五第一号中「及び被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同条を第二十四条の三十の六とし、第二十四条の三十の四の次に次の一条を加える。

（法第七百三条の四第三十一項ただし書及び第三十二項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の五　法第七百三条の四第三十一項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第三十二項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額（次項において「補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額」という。）が同条第三十一項に規定する子ども・子育て支援納付金課税限度額（次項において「子ども・子育て支援納付金課税限度額」という。）を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2　前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額（当該補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額が子ども・子育て支援納付金課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を子ども・子育て支援納付金課税限度額として計算した子ども・子育て支援納付金課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第二十八項の標準子ども・子育て支援納付金課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

第二十四条の四十第一項中「のうち、地方税関係法令（法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。）の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを削り、第十号を第二号とし、第十一号を削り、同条第二項中「前項各号に」を「次に」に、「のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの以外のものをいう」を「とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第二十条の十一の規定による資料の提供

二　法第五十三条第六十二項及び第六十三項の規定による通知

三　法第五十八条第六項の規定による通知

四　法第六十三条第二項から第四項までの規定による通知

五　法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知

六　法第七十三条の十八第四項、第七十三条の二十一第三項及び第七十三条の二十二の規定による通知

七　法第二百九十四条第三項の規定による通知

八　法第三百十七条の規定による通知

九　法第三百二十一条の十四第六項の規定による通知

十　法第三百八十九条第一項の規定による通知

十一　政令第二十四条の三第六項（政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）の規定による通知

十二　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十八条第二項の規定による通知

十三　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十六条の二の規定による資料の提供

十四　国税通則法第七十四条の十二の規定による資料の提供及び第百三十一条第二項の規定による通知

第二十四条の四十五の次に次の二条を加える。

（法第七百四十七条の六第四項の特定徴収金の納付又は納入の手続）

第二十四条の四十五の二　法第七百四十七条の六第四項に規定する特定徴収金の納付又は納入の手続のうち総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第二項の規定により行う書面等地方税関係申告等又は第二十四条の三十九第三項の規定により行う書面等以外地方税関係申告等（政令第五十七条の五の二第四項に掲げる地方税であつて、期限内に行われる申告等に限る。）と同時に行われる第二十四条の四十一第一号に掲げる事項の情報の送信とする。

（法第七百四十七条の六第四項の総務省令で定める金額）

第二十四条の四十五の三　法第七百四十七条の六第四項に規定する総務省令で定める金額は、一億円とする。

第三十一条の二の二中「道路運送車両法施行規則」の下に「（昭和二十六年運輸省令第七十四号）」を、「（道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加える。

附則第二条の三を次のように改める。

第二条の三　削除

附則第二条の七の見出し中「附則第九条第七項」を「附則第九条第六項」に改め、同条中「附則第九条第七項第二号」を「附則第九条第六項第二号」に改める。

附則第二条の七の二中「附則第九条第八項第二号」を「附則第九条第七項第二号」に改める。

附則第二条の八（見出しを含む。）中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に改める。

附則第二条の九（見出しを含む。）中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に改める。

附則第二条の十（見出しを含む。）中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改める。